

議案第 8 号

四條畷市清滝防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市清滝防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

提案理由

清滝防災拠点施設における災害対応能力の更なる向上を図るため、ヘリコプターの離発着に係る規定を見直す必要があることから、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市清滝防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四條畷市清滝防災拠点施設の設置及び管理に関する条例（令和7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「施設の運用は、自然災害への対応、」を「施設は、自然災害及び」に、「、消防活動（以下「災害等対応」という。）及び災害等対応」を「並びに消防活動並びにこれら」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の使用に当たっては、施設にヘリコプターを離着陸させることができる。

第4条中「あたっては」を「当たっては」に、「必要とする」を「受けなければならない」に改める。

第5条中「第3条以外の使用を禁止するものとする」を「第3条第1項に規定する用途以外の用途に使用することはできない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。